

おくやみガイドブック

青梅市

おくやみ支援窓口のご案内（完全予約制）

ご遺族の市役所での手続きを支援いたします。

予約方法

来庁希望日の原則 4 営業日前までにお電話または青梅市ホームページの予約フォームからお申込みください。（右下の二次元コードからアクセスできます。）
予約フォーム：<https://logoform.jp/form/LaiY/278130>

予約電話番号

0428-22-1111 内線 2103・2104

対象者

亡くなられた時に青梅市に住民登録のあった方のご遺族

※詳しくは、1 ページ目または青梅市ホームページをご覧ください。



おくやみ支援窓口 のご案内

事前予約制です。
**利用日の原則4営業日前
までにお電話をください。**

青梅市では、亡くなられた方に関して市役所で行う様々な手続きの支援を行う「おくやみ支援窓口」を設置しています。

<支援窓口>でできること

- **書類の記入が省略できます**
事前予約により住所・氏名などの基本的な情報をあらかじめ申請書類に印字するので、書類の記入を省略できます。
- **必要な手続きのご案内ができます**
支援窓口での聞き取りにより、手続きが必要な部署に連携しご案内をします。それぞれの窓口で番号札を発券する必要がなくなります。

各種手続きや持ち物の詳細については、『おくやみガイドブック』に記載されています。

支援窓口開設時間 平日開庁日(木曜日を除く)の
午前9時から午後4時まで
(午前11時から午後2時を除く)

お問合せ先 「おくやみ支援窓口の件」と
お伝えください。

 青梅市市民課住民記録係
0428-22-1111 内線2103・2104

身近な方が亡くなられた後の手続きは、亡くなられた方により、必要な手続きが異なります。また、複数の窓口にまたがることも多く、ご遺族の大きな負担となっています。

そこで、本市では「おくやみ支援窓口」を設置し、市役所の手続きについて説明するとともに、申請書の作成を支援するなど、少しでも負担を軽減して必要な手続きを行っていただけるようご案内します。どうぞ、ご利用ください。

予約受付時間 平日の午前8時30分から午後5時

開設時間 月曜日から金曜日（木曜日を除く）の
午前9時・10時・午後2時・3時の各1件ずつ、計4件をご案内します。
※土曜日・日曜日、祝日などの休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く

場 所 市役所1階市民課（番号札発券機から番号札をお取りください。）

持ち物 2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
 - ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
 - ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
 - ☐ 葬祭の領収書、会葬礼状など、葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療に加入されていた場合）
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書、年金手帳など）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（社会保険加入者を除く）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられて、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- ☐ 国民健康保険高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など、亡くなられた方の各種認定証（社会保険加入者を除く）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

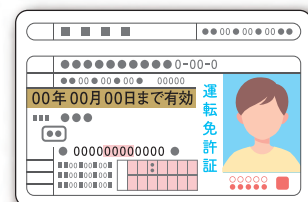
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



【一例です】

令和 年 月 日

委 任 状

委任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印※
電話番号 _____

私は、下記の者を代理人と定め、

_____を委任します。

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日
委任者との関係 _____

【注意事項】

※原則、すべて委任者が記入してください（消えるペン等不可）。

※すべて印字して作成した場合は委任者の押印が必要です。

※押印の際は朱肉を使用してください（スタンプ印等不可）。

※窓口で委任内容を追記することはできません。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.5
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.7
死亡に伴う各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.8
2. 税金に関する手続き	P.10
3. 年金に関する手続き	P.14
4. 医療保険に関する手続き	P.16
5. 子どもに関する手続き	P.19
6. 介護保険に関する手続き	P.23
7. 福祉（障がい）に関する手続き	P.24
8. 上下水道に関する手続き	P.31
9. その他の手続き	P.34
亡くなられた方が会社員だった場合	P.38
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.39
改葬・墓じまいの手続きについて	P.39
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.40
相続に関する手続きチェックリスト	P.42
家系図	P.44
亡くなられた方の財産について	P.45
法定相続情報証明制度について	P.46

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバー（個人番号）カードを持っていた	P.8
	☐	亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる	
	☐	印鑑登録をしていた	P.9
税金	☐	固定資産（土地・家屋）を持っていた	P.10
	☐	毎年、償却資産を申告していた	P.11
	☐	市民税・都民税が課税されていた	
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.12
	☐	税金の納付が済んでいない	P.13
年金	☐	国民年金のみ受給していた・加入していた	P.14
	☐	厚生年金を受給していた・加入していた	
	☐	共済年金を受給していた・加入していた	P.15
	☐	農業者年金を受給していた	
医療保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.16
	☐	国民健康保険税が課税されていた	P.17
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	P.18
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.19
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.20
	☐	児童育成手当を受給していた	
	☐	子ども医療費助成医療証を交付されていた	P.21
	☐	ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	P.22
	☐	育成医療医療証を交付されていた	
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.23

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた	P.24
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.25
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.26
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.27
	☐	心身障害者医療費助成(マル障)を受けていた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.28
	☐	児童通所施設を利用していた	P.29
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.30
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.31
	☐	井戸水や簡易水道水を使用していた	
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった	P.32
	☐	浄化槽を使用していた	
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.33
その他	☐	市営住宅に住まわれていた	P.34
	☐	単身で暮らしていた亡くなられた方の家財整理をしたい	
	☐	道路を占用していた	P.35
	☐	河川用地または水路用地を占用していた	
	☐	森林の土地を所有していた	P.36
	☐	農地を所有していた	
	☐	犬を飼っていた	P.37
	☐	青梅市墓地公園を使用していた	

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言書の探索・検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(42 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (43 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

青梅市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

1. 住民登録に関する手続き



マイナンバー（個人番号）カードを持っていた

手続き カードの返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）カードの返還は、義務ではありません。 死亡後の様々なお手続き・請求等で、マイナンバー（個人番号）が必要となることがあります。亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）は、マイナンバー（個人番号）カード返還後、確認していただくことができなくなります。返還される場合は、各種手続き等を終えてからの返還をお願いいたします。 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）カードは、死亡日をもって廃止となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）カード	市民課 TEL：0428-22-1111 内線：2102・2109



亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる場合には世帯主変更届が必要です。新しく世帯主になる方が手続きに来られない場合は委任状をご持参ください。 国民健康保険証をお持ちの方は世帯主変更に伴う保険証の差替も併せて必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	新しく世帯主になる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 国民健康保険被保険者証（お持ちの方のみ）	市民課（1階4番） TEL：0428-22-1111 内線：2103・2104

1. 住民登録に関する手続き



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証もしくは青梅市民カードの返却、または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証、青梅市民カードは無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証、または青梅市民カード	市民課（1階4番） TEL：0428-22-1111 内線：2103・2104

MEMO

2. 税金に関する手続き



固定資産（土地・家屋）を持っていた

手続き① 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、課税課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 遺言書の写しなど	課税課土地係（1階15番B） TEL：0428-22-1111 内線：2184・2185・2186 管轄の法務局 西多摩支局 TEL：042-551-0360

手続き② 未登記家屋の所有者変更

手続き詳細	期 限
法務局に登録をしていない家屋（未登記家屋）は、青梅市家屋補充課税台帳にて管理しています。 未登記家屋の新たな所有者が決まりましたら、家屋補充課税台帳登録事項変更申請書を提出していただくことで、所有者の変更ができます。	相続が発生した年内 ※郵送で家屋補充課税台帳登録事項変更申請書が届いた方は、約2週間以内
	手続き可能な人
	該当家屋を相続する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 遺産分割協議書 【遺産分割協議書がない場合】 ご案内しますので、問い合わせ先までご連絡ください。	課税課家屋係（1階15番B） TEL：0428-22-1111 内線：2181・2182

2. 税金に関する手続き



毎年、償却資産を申告していた

手続き 償却資産の相続など

手続き詳細	期 限
事業の用に供する償却資産は、固定資産税の対象となり、毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を市に申告いただきます。(税務署への申告とは別に、市への申告が必要です) 亡くなられた翌年の償却資産申告書に、相続または廃業の旨の記入をお願いします。	亡くなられた翌年の1月中 ※12月上旬頃に償却資産申告のご案内を郵送します。
	手続き可能な人
	相続人または税理士など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 償却資産申告書	課税課家屋係(1階15番B) TEL：0428-22-1111 内線：2183



市民税・都民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・都民税が課税されている場合、市民税・都民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課市民税係までご連絡ください。	相続開始を知った日から 概ね3カ月以内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 遺言書の写しなど	課税課市民税係(1階15番A) TEL：0428-22-1111 内線：2172・2173・2174



原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ ③の方が手続きする場合、相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
	問い合わせ先
	課税課庶務係(1階15番A) TEL：0428-22-1111 内線：2171

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ ③の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
	問い合わせ先
	課税課庶務係(1階15番A) TEL：0428-22-1111 内線：2171

2. 税金に関する手続き



税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の 納期限まで
	手続き可能な人
	相続人代表者など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ※別途、相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。	収納課 滞納整理第一係・第二係 (1階14番) TEL：0428-22-1111 内線：2166・2167

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	収納課収納管理係 (1階14番) TEL：0428-22-1111 内線：2161・2162・2163

MEMO

3. 年金に関する手続き



国民年金のみ受給^(※)していた・加入していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課（1階8番） TEL：0428-22-1111 内線：2112・2113



厚生年金を受給^(※)していた・加入していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 日本年金機構 青梅年金事務所 TEL：0428-30-3410

3. 年金に関する手続き



共済年金を受給していた・加入していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合



農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ、農業者年金死亡関係届出書を提出してください。詳しくは問い合わせください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、 除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 TEL：0428-22-1111 内線：2349

MEMO

4. 医療保険に関する手続き



国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収します。 ※市役所に返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 高齢受給者証（70 歳から 74 歳までの方） ☐ 限度額適用認定証等（お持ちの方）	保険年金課（1階7番） TEL：0428-22-1111 内線：2114・2115

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000 円)が支給されます。	葬祭を行った日の 翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方 (喪主など)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方(喪主など)の印鑑 ☐ 葬祭を行った方(喪主など)の振込先口座がわかるもの (通帳など) ☐ 葬祭を行ったことを証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課（1階7番） TEL：0428-22-1111 内線：2116・2119

4. 医療保険に関する手続き



国民健康保険税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。保険年金課までご連絡ください。	相続開始を知った日から概ね3カ月以内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 遺言書の写しなど	相続人代表者
	問い合わせ先 保険年金課（1階7番） TEL：0428-22-1111 内線：2114・2115

MEMO



後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収します。 ※市役所に返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 限度額適用認定証等（お持ちの方）	保険年金課（1階9番） TEL：0428-22-1111 内線：2117・2118

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主など）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方（喪主など）の印鑑 ☐ 葬祭を行った方（喪主など）の振込先口座がわかるもの（通帳など） ☐ 葬祭を行ったことを証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課（1階9番） TEL：0428-22-1111 内線：2117・2118

5. 子どもに関する手続き



児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の支払い及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。 児童が亡くなられた場合、減額などの手続きが必要になります。	原則、亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 新しい受給予定者の ☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳、またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類 ☐ 児童名義の金融機関の通帳、またはキャッシュカード 【児童が亡くなられた場合】 特になし ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	【受給者が亡くなられた場合】 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 【児童が亡くなられた場合】 受給者かその配偶者
	問い合わせ先
	こども育成課（1階12番B） TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139

MEMO



児童扶養手当を受給していた

手続き 証書の返納、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、資格喪失届を提出し、証書を返納または破棄してください。 死亡日の属する月の手当までが支給可能です。受給者が亡くなられたことにより、未払いとなった手当てがある場合は、別途手続きが必要です。ご相談ください。 児童が亡くなられた場合、減額などの手続きが必要になります。	14 日以内
必要なもの 【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 未払いの手当がある場合は、児童の振込口座のわかるもの 【児童が亡くなられた場合】 特になし ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	手続き可能な人 【受給者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 問い合わせ先 こども育成課（1階12番B） TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139



児童育成手当を受給していた

手続き 資格喪失届提出の手続きなど

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、資格喪失届を提出してください。 死亡日の属する月の手当までが支給可能です。受給者が亡くなられたことにより、未払いとなった手当てがある場合は、別途手続きが必要です。ご相談ください。 児童が亡くなられた場合、減額等の手続きが必要になります。	速やかに
必要なもの 【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 未払いの手当がある場合は、児童の振込口座のわかるもの 【児童が亡くなられた場合】 特になし ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	手続き可能な人 【受給者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 問い合わせ先 こども育成課（1階12番B） TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139

5. 子どもに関する手続き



子ども医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届の提出

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要になることがあります。 児童が亡くなられた場合、医療証は死亡日をもって失効となります。消滅届を提出し、医療証を返納または破棄してください。	1ヶ月以内
必要なもの	手続き可能な人
【保護者が亡くなられた場合】 ☐ 児童の子ども医療費助成医療証 ☐ 児童の健康保険証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【児童が亡くなられた場合】 ☐ 児童の子ども医療費助成医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	【保護者が亡くなられた場合】 保護者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	問い合わせ先 こども育成課（1階12番B） TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139

MEMO



ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届の提出

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、消滅届を提出し、医療証を返納または破棄してください。 状況により、再度の申請となる場合があります。 児童が亡くなられた場合、対象者減員などの手続きが必要になります。	速やかに
必要なもの 【保護者が亡くなられた場合】 ☐ ひとり親家庭等医療費助成医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 児童の健康保険証 【児童が亡くなられた場合】 ☐ ひとり親家庭等医療費助成医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	手続き可能な人 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	問い合わせ先 こども育成課（1階12番B） TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139



育成医療医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届の提出

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要になることがあります。 児童が亡くなられた場合、医療証は死亡日をもって失効となります。消滅届を提出し、医療証を返納または破棄してください。	速やかに
必要なもの 【保護者が亡くなられた場合】 ☐ 児童の育成医療医療証 ☐ 手続を行う方の本人確認書類 ☐ 健康保険証 【児童が亡くなられた場合】 ☐ 児童の育成医療医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ※加入保険の種類等により、内容が異なります。	手続き可能な人 【保護者が亡くなられた場合】 保護者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	問い合わせ先 こども育成課（1階12番B） TEL：0428-22-1111 内線：2138・2139

6. 介護保険に関する手続き



65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証などの返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証および介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をそれぞれ返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（交付されていた場合のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（交付されていた場合のみ）	介護保険課（1階10番A） TEL：0428-22-1111 内線：2121・2122・2123・2124・2125

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き



身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、愛の手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2133・2135



障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当がある場合、同居の親族がいれば請求できます。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。</u>	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
【未払い分がある場合】 ☐ 同居の親族の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き



特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当がある場合、同居の親族がいれば請求できます。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
【未払い分がある場合】 ☐ 同居の親族の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

MEMO



特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
【未払い分の手当がある場合】 未払特別児童扶養手当請求書を提出し、請求の手続きが必要になります。	手続き可能な人
【受給資格が継続する場合】 認定請求書を提出し、受給者変更の手続きが必要になります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
【未払い分の手当がある場合】 未払特別児童扶養手当請求書を提出し、請求の手続きが必要になります。	手続き可能な人
【他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合】 額改定の手続きが必要になります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

7. 福祉（障がい）に関する手続き



自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2133・2135



心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた

手続き 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証の返却及び、 相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の心身障害者医療費助成（マル障）受給者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

MEMO



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	年金を受給する方または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	年金加入者または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132

7. 福祉（障がい）に関する手続き



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡月をもって資格喪失となります。喪失の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書	指定相続人
	問い合わせ先
	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2131・2132



児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2135・2136

MEMO



障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2135・2136



地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい者福祉課（1階11番） TEL：0428-22-1111 内線：2135・2136

MEMO

8. 上下水道に関する手続き



上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	東京都水道局 多摩お客様センター TEL：0570-091-100 または、042-548-5110



井戸水や簡易水道水を使用していた

手続き 世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
井戸水や簡易水道水を使用して、下水道や公設浄化槽に排水している世帯の方は、世帯人数の変更手続きが必要です。 <u>※電話にて手続き可能です。</u>	なし
	手続き可能な人
	ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課（6階） TEL：0428-22-1111 内線：2642・2643

MEMO



下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

手続き 受益者異動申告書の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※市HPより変更届のダウンロード可能。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受益者異動申告書	下水道課（6階） TEL：0428-22-1111 内線：2642・2643



浄化槽を使用していた

手続き 使用者名義変更または休止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者名義だった場合、担当窓口で使用者名義変更または休止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	【公設】 下水道課（6階） 内線：2644・2645 【個人管理】 清掃リサイクル課（5階） 内線：2514・2515

MEMO

8. 上下水道に関する手続き



し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り取消（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	清掃リサイクル課（5階） TEL：0428-22-1111 内線：2514・2515

MEMO

9. その他の手続き



市営住宅に住まわれていた

手続き 必要な手続きを確認してください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の家族構成などに応じて、明渡し、世帯員変更または名義人の承継等の手続きが必要です。詳しくはお問合せください。	お問合せください。
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなったことが証明できる書類 (死亡診断書(写)) ※詳細は事前にお問い合わせください。	住宅課公営住宅係 TEL：0428-22-1111 内線：2531・2352



単身で暮らしていた亡くなられた方の家財整理をしたい

手続き リサイクルセンターへのごみの持ち込み

手続き詳細	期 限
リサイクルセンターへのごみの持ち込みの際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類、亡くなったことが証明できる書類を持参し、リサイクルセンターの受付職員に提示してください。 ※一部リサイクルセンターで処分できないものがあります。 ※ごみの発生場所（住所）が青梅市外の場合は、持ち込みできません。 ※亡くなられた方と同居している方がいる場合は、持ち込みできません。通常のごみ出しとなります。 ※青梅市のごみ出しのルールに従って分別した状態で持ち込んでください。指定収集袋に入れる必要があるものは、袋に入れて持ち込んでください。	なし
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の請求書、固定資産税の評価証明書など) ☐ 亡くなったことが証明できる書類 (死亡診断書(写)など) ☐ 持込み者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)	リサイクルセンター TEL：0428-31-0540 環境部清掃リサイクル課 TEL：0428-22-1111 内線：5550

9. その他の手続き

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 道路占用申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	都市整備部管理課（5 階） TEL：0428-22-1111 内線：2576・2577

河川用地または水路用地を占用していた

手続き 占用許可の変更または廃止手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、地位継承の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	【相続される場合】 その承継の日から 30日以内 【廃止される場合】 現状を回復してから 速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【準用河川占用許可の名義変更】 ☐ 地位継承届 【準用河川占用許可の廃止】 ☐ 工作物の用途廃止届、土地占用目的の終了届 【普通河川占用等許可の名義の変更】 ☐ 地位承継届 【普通河川占用等許可の廃止】 ☐ 普通河川占用廃止届	どなたでも可
	問い合わせ先
	都市整備部管理課（5 階） TEL：0428-22-1111 内線：2576・2577



森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書

手続き詳細	期 限
相続などにより森林の土地を取得した場合には、手続きが必要です。 詳しくはお問い合わせください。	登記後、速やかに
	手続き可能な人
	権利取得者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 相続などにより取得した森林の土地登記簿（登記後） ☐ 森林の位置がわかる地図	農林水産課林務水産係 TEL：0428-22-1111 内線：2348



農地を所有していた

手続き 農地相続時の届出書提出

手続き詳細	期 限
相続などにより農地を取得された場合、登記後、農業委員会事務局にて手続きをしてください。 詳しくはお問い合わせください。	登記後、速やかに
	手続き可能な人
	権利取得者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ☐ 相続などにより取得した農地の土地登記簿（登記後）	農業委員会事務局 TEL：0428-22-1111 内線：2349

MEMO

9. その他の手続き



犬を飼っていた

手続き 飼い犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼っていた犬を引き受けて飼う場合、新たな飼い主の方がお住まいの市町村で所有者変更の手続きが必要です。	変更後30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 犬鑑札（お持ちの方）	どなたでも可
	問い合わせ先
	環境政策課（5階） TEL：0428-22-1111 内線：2536・2537



青梅市墓地公園を使用していた

手続き 青梅市墓地公園の承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が青梅市墓地公園使用者であった場合、墓地の承継が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 承継使用申請書 ☐ 祭し承継に関する承諾書（相続人全員の記名が必要） ☐ 青梅市墓地公園区画墓地使用許可証 （紛失した場合は再発行手数料 … 100円） ☐ 承継手数料 … 300円 ☐ 埋火葬許可証 ☐ 相続人全員現使用者と新使用者の関係、現使用者の死亡事項が確認できるもの（原本）（改製原戸籍謄本、戸籍謄本、除籍謄本など） ☐ 新使用者の戸籍謄本（原本） ☐ 新使用者の住民票の一部の写し（原本） ※状況により、必要書類が追加となる場合があります。	祖先の祭しを主宰すべき方（代理可）
	問い合わせ先
	環境政策課（5階） TEL：0428-22-1111 内線：2536・2537

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 青梅税務署 TEL：0428-22-3185
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類（例）を発行してもらいます。

（例）受入証明書、永代使用許可証など

2 改葬許可申請書の作成

現在、埋葬されている墓地の管理者に、改葬許可申請書を記入してもらいます。

※申請書は提出先の市区町村でお受け取りください。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養墓など他の墓地に遺骨を移す際に必要な手続きです。

上記1、2の書類を、現在墓地のある市区町村に提出し、改葬許可証を受け取ります。

※ 上記以外の書類が必要なこともあります。また、交付まで数日かかる場合があります。

4 遺骨の取り出し（魂抜き）

遺骨の取り出しなどを石材店に依頼する場合は、事前にどこに依頼するか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

6 墓石などの撤去、廃止手続きなど

遺骨がなくなりましたら、墓地管理者（青梅市墓地公園の場合は青梅市環境政策課）に事前に許可を得て、墓石等の撤去をします。その後墓地管理者に墓地区画の返還手続きが必要になる場合があります。
※ 個人墓地の場合は、市区町村に廃止許可申請が必要になることがありますので、お問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

環境政策課（5階）

TEL:0428-22-1111 内線:2536・2537

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	青梅警察署 TEL:0428-22-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 TEL:03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	亡くなられた方の住所地 を管轄する保健所へお 問い合わせください。	東京都西多摩保健所 TEL:0428-22-6141
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	☐	定期利用解除には手続きが必要です。 詳細は利用していた駐輪場の管理者にお問い合わせ ください。	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 青梅税務署 TEL：0428-22-3185
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記など	東京法務局西多摩支局 TEL：042-551-0360
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			TEL：0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	遺言書の探索	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

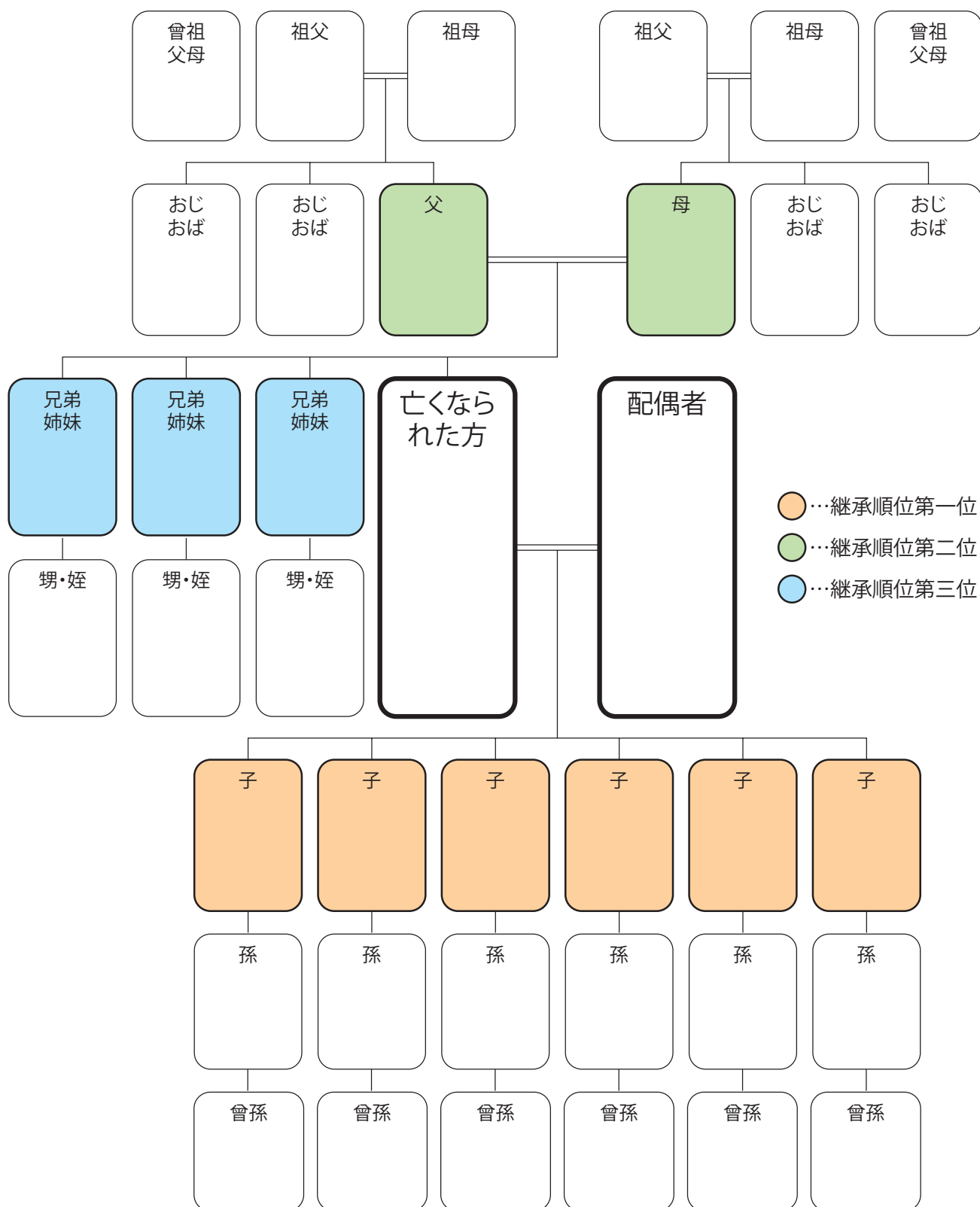
市役所外の主な手続き

相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	10ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続税の申告・納付		各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

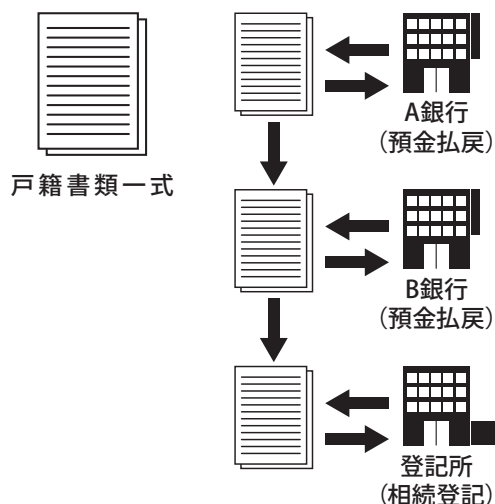
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

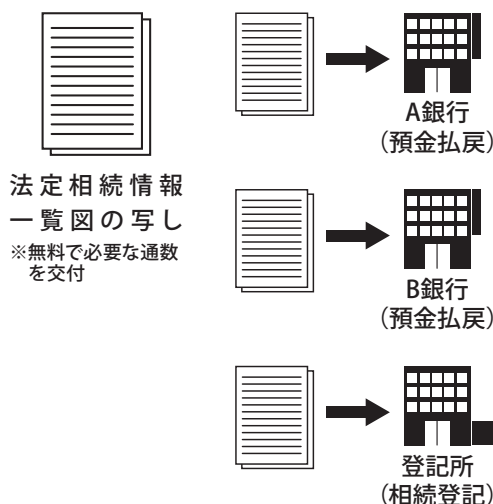
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

MEMO



相続

ご相談ください

なんでも

あゝ
こまったな



お客様から選ばれる 5 つの理由

1

相続専門の特化型事務所

相続税申告件数年間 40 件以上の経験と実績があり、他の税理士からの依頼もあります

2

安心の料金事前提示

インターネットでも料金体系を明示しているため、過大請求の心配がありません

3

相続手続きワンストップ対応

行政書士資格保有なので、遺産分割協議書作成もお任せください

4

万全の税務調査対策

税理士法第33条の2に規定された書面添付により、適正な申告であることの具体的な説明を追加します

5

お勤めの方、ご高齢の方も安心

日曜日や夜間の相談対応、ご自宅への訪問による相談対応も可能です

初回
相談無料

[http://
相続専門.jp](http://相続専門.jp)



税理士 鎌田 健吾

鎌田相続税理士事務所

税理士 第 132279 号 行政書士 第 22080408 号

立川駅南口徒歩3分

TEL 042-525-0588

月・火・木・金 9時～18時 水・土 9時～13時



立川市柴崎町
2-3-15 浜中ビル 401
(※エレベーター有り)

相続の諸手続きをお手伝い 初回相談無料！こちらからご訪問します！

「悲しむまもなく手続きに追われた」

そんな声をよく聞きます

私たちの使命はご遺族の負担を軽くすること

面倒な手続きは任せて、大切な時間を守ってください



わかりやすい料金体系

遺産分割協議書作成 70,000 円～

法定相続人調査・相続人関係説明図作成 50,000 円～

相続財産調査・財産目録作成 50,000 円～

相続財産の名義変更 個別にお見積り致します

遺産分割協議書

相続財産調査

法定相続人調査

相続財産の名義変更

税理士、司法書士等、幅広いネットワーク
ワンストップサービスでサポートします！

KIG 行政書士オフィスKIG

〒198-0021 東京都青梅市今寺 4-17-27

☎ 0428-34-9458

✉ ishi@officekig.com <https://officekig.com/>

「ハンドブックを見た」とお伝えください。



行政書士 石 健児

遺品・財産 整理

故人の思い出の品物処分に困っていませんか？

プロの鑑定士が大切な思い出と共に、真心査定させていただきます。



こんなときには是非ご相談ください！

- ✓ これって一体なんだろう？
 - ✓ こんな価値あるのかな？
 - ✓ 古いけど買い取ってもらえるかな？
- などなど。

創業40年以上 信頼と実績の大黒屋が丁寧に査定いたします。

【お買い取り例】

時計、バッグ、貴金属、宝石、金貨、金杯/銀杯、お酒、カメラ、ライター、
商品券、株主優待券、ビール券、テレカ、切手、はがき、印紙 等

お気軽にお問い合わせください。



大黒屋 青梅河辺店

青梅市河辺町8-2-23 マルダイビル1F

☎ 0428-30-7731

営業時間：10:00～19:00

定休日：毎月7日、17日、27日

東京都公安委員会許可 第 308802219141 号



市役所通り沿い 駐車場完備

むさし中央の

相続の窓



お悔み申し上げます。
ご親族が亡くなられた。
ご葬儀、役所への届け出が終わった。
相続人で遺産を分けることになった。
でも、どこから手を付けたら良いか分からない。
相続の窓口では
「すべてお任せむさしの相続」
をお勧めいたします。

遺産
分割協議書の
作成

不動産の
名義変更

相続登記
義務化

法定相続情報
証明の作成

預貯金の
払い出し

親愛なる皆様へ

35年前の春、二人の若者が同じ大学を卒業しました。この二人は、小学校時代からの幼馴染で、家が近く、親の年齢も近かった為、家族ぐるみの付き合いをしていました。二人は、共に成績が優秀で、共に人柄も良く、共に将来の夢と希望に満ち溢れていました。

今年はそんな二人のお父様が亡くなってから三周年に当たる年です。35年たっても二人には共通することがありました。共に幸せな結婚をし、二人の子供には恵まれ、ビジネスで成功し、間もなく定年退職を迎えようとしています。ところが違うことが一つだけありました。一人はお父様の相続で親子、兄弟関係が悪くなり、もう一人はお父様の遺産を活用し、親子、兄弟ともに良好な関係が保てたのです。

二人の人生を変えたもの

二人の人生に違いをもたらしたものは何なののでしょうか？持って生まれた財産や知性、努力の違いではありません。責任感が違ったわけでもありません。二人の人生を変えたものは、専門家からの法的サービス、それを受け入れたか否かにあったのです。

これが、あなたにむさし中央法務事務所のすべてお任せむさしの相続をご提案する理由です。相続に関する法的サービスを提供することーそれが私たちの使命なのです。

すべてお任せむさしの相続

あなたは

- ◇遺産を納得のいく形で引き継ぎたいですね。
- ◇遺産を煩雑な手続きに巻き込まれずに引き継ぎたいですね。
- ◇遺産を争いなく引き継ぎたいですね。

すべてお任せむさしの相続を利用された方々は皆様が晴れ晴れしいお顔でありがとうと仰ってくださいます。

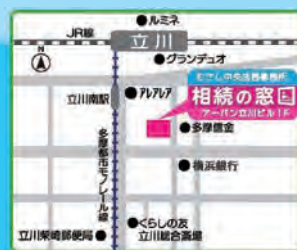
すべてお任せむさしの相続は、相続後の皆様の暮らしに様々な利点を提供してくれます。

納得の相続

さあ、あなたは「すべてお任せむさしの相続」を選びますか？それとももう少し時間をおいてから手続きされますか？あなたは「すべてお任せむさしの相続」を今すぐを選ぶことも出来ますし、もう少し時間をおいてから手続きすることも出来ます。そして「すべてお任せむさしの相続」は、ご相続後すぐに手続きして構わないのです。あなたはもっと充実した相続手続きが出来るのです。

誠意をこめて

司法書士 安島 志郎



△ JR 立川駅 徒歩3分



青梅市出身(第4小学校・吹上中学校卒)
むさし中央法務事務所 安島 志郎

東京司法書士会会員／身元保証相談士協会会員
成年後見リーガルサポート会員／日本粉骨士協会 理事
(運営)司法書士・行政書士・身元保証相談士・粉骨士

あなたの相続のお悩みを解決します！

相続の窓



【詳細はホームページへ】

むさし中央法務事務所

検索

お問合せは
こちら！

☎ 0120-634-339



〒190-0023 東京都立川市柴崎町 3-6-15 アーバン立川ビル1階 info@musashichuo.com

司法書士は「法律のお医者さん」です

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続登記手続き

遺産整理業務

遺言書作成

生前贈与

成年後見



相談に関するお悩みは各ご家庭でさまざまです。
不動産の相続登記を放置すると、問題が発生することもある。

まずはお気軽にご相談ください

つかさ司法書士事務所

司法書士 大平 官

☎ 0428-78-4826

青梅市河辺町 10 丁目 6 番地の 5 マリオン S301 号室

東京司法書士会所属

遺品整理 買取 片付け・相談

好評につき
どん
どんエリア拡大中!
青梅市の皆様からの
お問い合わせお待ちしております。



こんなお悩みはございませんか？



- ☑ 遠方のため自分で作業ができない
- ☑ 価値のあるものは買い取ってもらいたい
- ☑ ものが多くて匂いもあるけど大丈夫かな？
- ☑ 仏壇や人形の供養などはしてもらえるのかなどなど

当社がご遺族のお困りごとを**アシスト**します。
自動車の買取、名義変更、廃車手続き、
空き家のご相談も承っております。

本誌ご持参で、
買取となった
お品物の買取金額
10%UP

お気軽にお問い合わせください。

 **0120-546-084**

☎ 080-5436-9173 受付時間 9時～20時

片付けアシスト

埼玉県狭山市広瀬台 3-39-10

■古物商許可証 第 452540012096 号
■遺品整理士 IS27885 ■事故現場特殊清掃士 第 CSC03768 号



解体のことならお任せください！

初めてなので不安

解体費用が気になる

土地の有効活用をしたい

隣地との隙間が
ほとんどない

リノベーションを
したい

庭や塀など部分的な
撤去をしたい

地域密着 だからこそその強みで細かなフォローをお約束します。

お問い合わせいただきましたら、丁寧に**現地調査**を行った上でお見積書を作成し、
ご納得いただいた上で工事を開始いたします。

お見積りや現地調査は無料ですので、まずはお気軽にお問い合わせください。

有限会社 青光興業

建設業許可 (般-2)123801
産業廃棄物収集運搬業許可 第 108371 号

☎ **0428-74-9130**

営業時間 8:00 ~ 18:00 (日曜・祝日定休)

〒198-0001 東京都青梅市成木 3-44-1

<https://seiko-kogyo.com/>

＼HPはこちら／



ハウズドゥ 青梅河辺なら
ワンストップで全ての不動産取引に
対応いたします。

不動産買取

無料査定

荷物処分不要

相続不動産でお困りな方はお気軽にご連絡ください

地元密着業者だからこそその強みで
細かなフォローをお約束します。

ハウズドゥ 青梅河辺



ファミリアホームサービス株式会社
国土交通大臣 (2) 第 9218 号
(公社) 全日本不動産協会会員
(公社) 不動産保証協会会員
(公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟

通話料
無料

0120-84-0033

〒198-0036 東京都青梅市河辺町5丁目10番10

営業時間 10:00 ~ 18:00

定休日 水曜日・年末年始

(水曜日が祝日の場合は営業)



西多摩地域 で相続・終活でお困りなら、

相続 まるっと お助け隊

地域の皆様が、不安や心配の少ない生活を送れるよう、困ったときに相談しやすい **相続・終活の総合窓口** です。

相談から解決まで伴走し、地元根付いた活動を通じて、**地域社会に貢献**したい、という思いから立ち上げました。

何から始めたらいいかわからない

どこに相談したらいいの？

いきなり専門家に連絡するのは敷居が高い

名義変更

遺産分割

空家整理

葬儀社紹介

遺言書作成

相続税申告

それだけじゃない私たち



市民センター等での相談・終活セミナーの開催、
無料相談会の実施、各専門家への橋渡しなど幅広く活動

弁護士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、
宅地建物取引士等 経験豊富なサポートメンバー



相続まるっとお助け隊

相続 まるっと お助け隊

手続き・ご相談の1本化

初回相談無料／1時間

丸投げOK

お問い合わせ

村田累実税理士事務所内
許認可番号 税理士登録番号第140295号

0428-84-0661

営業・受付時間 平日9:30～17:00 (定休日 土日・祝日)
青梅市野上町4-12-4ヴェルドミール102



検索



**納骨日までの準備は
当店にお任せください**

墓地をお持ちの方

1. 墓誌への彫刻
(戒名、故人のお名前の彫刻)
2. 本堂・お墓用のお花の手配
税別 5,000 円～ (税込 5,500 円～)
3. お仏壇・お位牌の手配
4. お墓のお掃除
(本格的なお掃除から簡易的なお掃除まで)

墓地をこれからお求めの方

- ・従来型寺院墓地
- ・小人数型墓地
- ・永代供養墓
- ・樹木葬

**多様化した時代に合わせた
ご提案をさせていただきます。**

労働基準監督署となり

東青梅駅から徒歩5分



有限会社 吉川石材店

☎0428-22-7258

**年内
無休**

青梅市東青梅2丁目6-1

- ・お墓ディレクター1級
- ・終活カウンセラー上級インストラクター
- ・グリーンサポートバディ 資格を保有しています。



宗教・宗旨・宗派は問いません
後の維持費等、一切不要です

梅岩寺 樹木葬

樹齢百五十年の
枝垂れ桜の下で眠るカタチ

10万円
1霊位

駅近の魅力！ JR青梅駅より徒歩3分

永代供養墓と墓じまいが付いて

39.8万円～ **家族墓**



※画像はイメージです

販売概要【セット内訳】

- 永代使用料込み ■墓石・工事代金込み
- 石種の選択自由 ■撤去工事代金込み
- 5年間補償付き ■永代供養墓付き

※石種により価格変動

※墓石工事代金には別途消費税



梅岩寺所在地：東京都青梅市仲町235

お問合せ

0120-148-408

販売総合受付：営業時間 9時～17時



有限
会社

メモリアル・ハート

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-8YKB新宿御苑ビル4F



発	行	青梅市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2024 年 8 月